

令和6年度（2024年度）融資あっ旋制度一覧

【小規模企業資金（小規模）（国の全国統一保証制度）】

あっ旋内容

融資限度額：2,000万円
 償還期間：5年以内（据置6か月含む）
 利率：1.9%
 資金使途：運転・設備

補助内容

利子補給：当初24か月全額・25～36か月半額（市負担）

条件

基本要件を満たし、次の要件を満たすもの。
 この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。

【企業活力支援資金（長期無利子）】

あっ旋内容

融資限度額：300万円
 償還期間：5年以内（据置6か月含む）
 利率：1.4%
 資金使途：運転・設備

補助内容

利子補給：60か月全額（市負担）

条件

基本要件を満たすもの。

【経営改善事業資金（借換）】

あっ旋内容

融資限度額：3,000万円
 償還期間：10年以内（据置6か月含む）
 利率：2.3%
 資金使途：運転・設備

補助内容

利子補給：当初36か月半額（市負担）

条件

基本要件を満たし、次の①～②を満たすもの。
 ① 既存の融資が融資あっ旋による事業資金であること。
 ② 原則、毎月の返済額が既存の融資あっ旋による事業資金の返済額の合計額未満になること。

【運転資金（運転）】

あっ旋内容

融資限度額：3,000万円
 償還期間：7年以内（据置6か月含む）
 利率：1.9%
 資金使途：運転

補助内容

利子補給：当初24か月全額（市負担）

条件

基本要件を満たすもの。

【創業支援資金（創業）】

あっ旋内容

融資限度額：1,000万円
 償還期間：7年以内（据置6か月含む）
 利率：1.7%（1.5%）
 資金使途：運転・設備

補助内容

利子補給：当初24か月全額（市負担）

条件

基本要件を満たし、次の①～③のいずれかを満たすもの
 ① 【創業前】 個人は1か月以内に開業、法人は2か月以内に設立し、八王子市内で創業しようとする具体的計画を有していること。
 ② 【創業後】 創業した日から1年未満であること。（個人で創業し、同一事業を法人化した者で、個人で創業した日から1年未満の者を含む。）
 ③ 【分社化】 八王子市内で分社化しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化により設立された日から1年未満の会社で、融資対象の基本要件を満たす小規模事業者であること。

【その他の制度融資一覧】

事業承継資金 （個人・一般）	限度額：1,000万円 期間：5年以内 利率：1.7%（1.5%）	運転 設備	
DX・イノベ・産業育成支援資金	限度額：3,000万円 期間：10年以内 利率：1.7%（1.5%）	運転 設備	
社会 課題 解決 資金	ソーシャルビジネス・ ソーシャルファーム 支援資金	限度額：1,000万円 期間：7年以内 利率：1.7%（1.5%）	運転 設備
	ゼロエミッション支 援資金	限度額：1,000万円 期間：7年以内 利率：1.7%（1.5%）	運転 設備
	働き方改革支援資金	限度額：1,000万円 期間：7年以内 利率：1.7%（1.5%）	運転 設備
	BCP・サイバーセキュ リティ対策支援資金	限度額：1,000万円 期間：7年以内 利率：1.7%（1.5%）	運転 設備

【設備資金（設備）】

あっ旋内容

融資限度額：3,000万円
 償還期間：7年以内（据置6か月含む）
 利率：1.7%（1.5%）
 資金使途：設備

補助内容

利子補給：当初24か月全額（市負担）

条件

基本要件を満たし、次の要件を満たすもの。
 事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びにICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。）を行うもの、又は建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行うもの。

対象となる資金	利子補給
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業を営む上で必要な運転資金（仕入費用・諸経費等） ■ 市内の事業所、営業所において必要な設備資金（営業所等開設・改装・機械・車両購入等） ※設備資金の申込は見積り段階で申込みとなり、市内の事業所における設備資金のみが対象です。 ■ 事業以外に要する資金や借入金の返済に要する資金、投機資金は対象外です。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 融資契約（金銭消費貸借契約）時に利子補給金請求委任状を金融機関に提出してください。 ■ 利子は後日利子補給期間分（3月～8月、9月～2月）の利子を金融機関経由で振り込みます。（入金時期：11月末頃、5月末頃）※期間中の利子については、入金までの間は自己負担となります。 ■ 利子補給期間内であっても、内入れを除く条件変更を行った場合、変更後の利子補給を受けることができません。 ■ 年2回の利子補給を決定する時点において市外移転、廃業などを行っている場合は、期間中の利子補給を受けることができません。

注意事項

- 運転、設備、小規模の利用者で、最終返済期日より36か月以前に繰上完済した場合、繰上完済日から6か月間、新たに運転、設備、小規模のあっ旋を受けることができません。
- 返済方法は元金均等払いです。（証貸一括・手形貸付を除く）
- 返済期間途中で事業所及び営業所が市外へ移転する場合、必ず移転前に八王子市及び金融機関へ連絡してください。
- NPO法人でお申し込みされる場合は事前に信用保証協会とご相談ください。

その他

- （ ）の利率については責任共有対象外の利率です。
- 信用保証料の補助については運転資金、企業活力支援資金、経営改善事業資金以外の融資について、東京都から信用保証料の補助を受けられることがあります。
- 融資と併せて経営相談を受けたいという方は、八王子商工会議所中小企業相談所においてもご相談いただけます。